

● 常陸多賀駅周辺地区まちづくりグランドデザインを策定しました

■ 策定の目的

常陸多賀駅周辺地区まちづくりグランドデザインは、地区の新たなにぎわいの創出や交流の拡大に向け、地域と行政が一体となってまちづくりを推進していく中で、携わる全ての人々の共通目標となる、目指すべき「まちの将来像」の具体的なイメージを描いたものです。

グランドデザインの実現に向けて、事業では、着実に施設整備などを進めるとともに、将来像を広く共有し、地域の幅広い世代、多様な人材の参画を得ながら、常陸多賀駅周辺地区の持続可能なまちづくりを推進します。

各エリア・ゾーンの将来像（ビジョン）や機能導入方針については、中面をご覧ください。

策定経過などの詳細は、まちづくりニュース第3号をご覧ください。



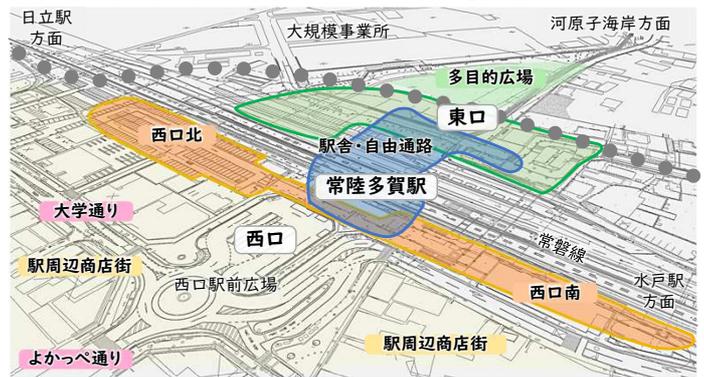
駅前空間の位置付け

多賀の生活拠点と地域資源を結ぶ、にぎわいと交通の起点として、駅前空間の魅力向上を図ります。



将来像の実現に向けた駅前空間の基本方針

施設整備とあわせた機能の導入、再編などに当たり、「西口」「東口」のエリアが、機能的にも、空間的にもつながりのある一体的な駅前空間となるよう、まちづくりを推進します。



常陸多賀駅周辺地区整備事業を計画的に進めています

本市では、常陸多賀駅周辺地区の持続可能な魅力あるまちづくりを計画的に推進するため、令和元年度に「常陸多賀駅周辺地区整備計画」を策定し、常陸多賀駅周辺地区整備事業を進めています。

事業の経過や進捗状況については、市ホームページやまちづくりニュースでお知らせしています。

事業に関する情報はこちら

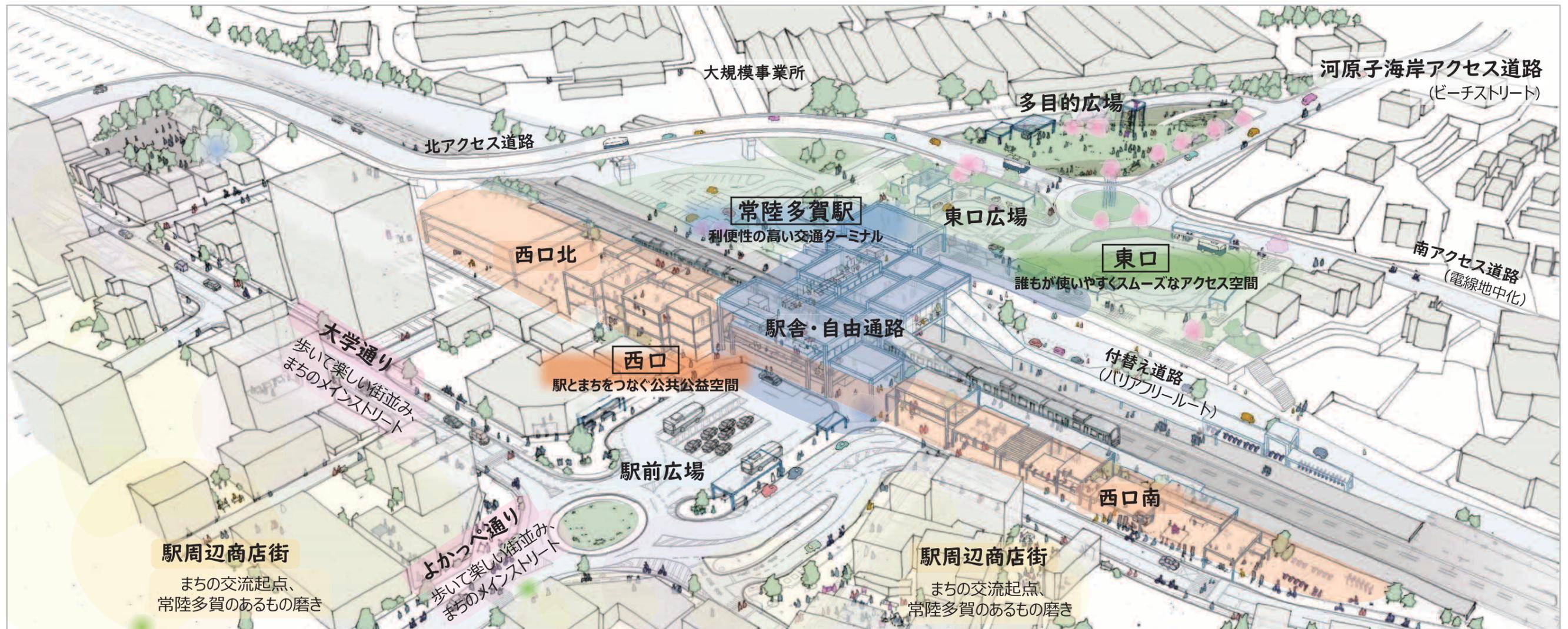


【事業スケジュール（予定）】

R6年7月現在

項目／年度	～R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度～
自由通路 駅舎等	JR協議・調整等						
		基本協定	基本設計・実施設計				
		都市計画決定	鉄道施設支障物移転				
			工事				
道路 広場等	測量調査						
	詳細設計						
		都市計画決定	事業認可	用地取得・物件移転			
			工事				

駅周辺で過ごす時間が楽しくなる、時代が変わっても色あせないまちづくりを、地域のみなさんと一緒に進めていきます。



西口
駅とまちをつなぐ公共公益空間

常陸多賀駅
利便性の高い交通ターミナル

東口
誰もが使いやすいスムーズなアクセス空間

西口北(市有駐車場)

住まう人・訪れる人が集う、賑わい空間



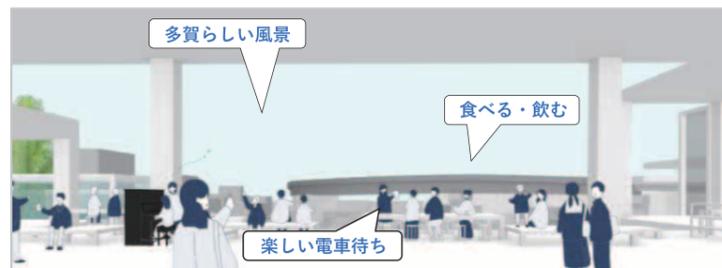
西口南(駐輪場・こ線橋)

まち、商店街への回遊を生み出すコミュニケーション横丁



駅舎・自由通路・駅前広場

常陸多賀の顔として誇れるまちの玄関



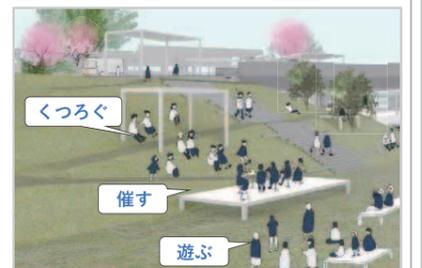
東口広場と周辺

快適に通勤、通学ができる安全なアクセス空間



多目的広場

多様なアクティビティと憩いの緑空間



エリア
ビジョン

機能
導入
方針

- 楽しく買い物、暮らしを支える生活利便機能
- 多世代が思い思いに過ごせる図書・学習機能、若者・まちづくり支援機能
- 駐輪場・駐車場の再配置による交通安全・利便性向上

- 多賀ぶら(まち歩き)を誘う交流・飲食機能
- まちのロビー(広間)となるオープンスペース(交流・滞留機能)
- 駐輪場・駐車場の再配置による交通安全・利便性向上

- 東西の市街地を結ぶ自由通路と駅舎の整備
- 楽しく快適におしゃべり、飲食できる待合機能
- 待ち合わせにも利用できるカフェ・飲食店

- まちの魅力を発信する情報発信機能
- まちと山並みへの眺望、「まちの玄関」にふさわしい景観形成
- 交通機能を線路東西に分散させて混雑解消

- 新しい広場・道路を整備してアクセス性・防災性向上
- 皆が使いやすいバリアフリールートの整備
- 駐輪場・駐車場再配置による交通安全・利便性向上

- 駅前に憩いをもたらす、多世代が集う公園・緑地機能
- 次世代につなぐ、桜の新しい風景
- アクセス性向上で、地域が誇る「河原子海岸」の活用を促進

● 道路整備に伴う制限などをお知らせする看板を設置します

常陸多賀駅周辺地区整備事業において整備する都市計画道路について、着実に整備を推進するため、令和6年3月14日付けで、茨城県知事から、都市計画事業として施行するための事業認可（都市計画法第59条第1項）を受けました。

認可に伴って生じる事業地内での制限等をお知らせする看板を、次の位置図のとおり設置します。
引き続き事業への御理解、御協力をよろしくお願いします。

制限等の内容

1 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある、土地の形質変更や、建築物その他工作物の建設、一定規模以上の物件の設置・堆積を行う際には、日立市長への許可申請をお願いします。

2 事業地内で土地や建物を譲渡する場合などの制限（都市計画法第67条）

- (1) 事業地内の土地や建物などを有償で譲渡しようとする際には、日立市長あてに、必要事項を記入した書面の届出をお願いします。
なお、届出のあった土地・建物等については、日立市が優先的に取得することが出来るようになります。
- (2) 書面の届出を受けてから30日以内に、市が取得するか否かをお知らせしますので、当該土地・建物等の譲渡は、お知らせの後をお願いします。

位置図



※制限等の内容については、都市政策課(内線270)までお問合せください。

TOPIC in HITACHITAGA

令和6年5月11日(土)、12日(日)に「ひたち国際大道芸2024」が開催されました。12日(日)は、常陸多賀地区のよっぺ通りとその周辺が会場となり、多くの人でにぎわいました。

このようなイベントで味わえる非日常でも、普段の何気ない日常でも、まちのにぎわいは地域に住まう人と訪れる人によって生み出されるものだと思います。

本市では、地域で行われる皆さんの様々なにぎわいづくり、まちづくりを積極的にお手伝いしますので、是非お気軽にご相談ください。



問合せ先 日立市 都市建設部 常陸多賀駅周辺地区整備課

☎ 0294-22-3111 内線756 (IP電話) 050-5528-5092 (E-mail) tagaeki@city.hitachi.lg.jp

